



後期高齢者医療保険証の更新

後期高齢者医療の保険証は、8月1日(水)が更新日になっています。これまでのオレンジ色の保険証は、7月31日(火)で有効期限が切れますので、8月1日(水)以降に町民税務課窓口または歌津総合支所町民福祉課窓口に戻還してください。

なお、今回の更新に伴い、**保険証の色がオレンジ色から緑色にかわります**。新しい保険証は、7月下旬までに個別に郵送しますので、8月1日(水)以降に医療機関にかかるときは緑色の保険証を提示してください。

※保険証は住民登録の住所に郵送しますので、仮設住宅等に居住されている方は郵便転送の期間が切れていないかご確認ください。

問い合わせ

町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国民年金保険料免除等の申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「**保険料免除制度**」や「**若年者(30歳未満)納付猶予制度**」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族年金が受けられない場合があります。

◆申請先

石巻年金事務所または役場町民税務課

◆免除受付期間

7月2日(月)から平成25年3月末まで

◆持参するもの

申請者の印鑑

問い合わせ

石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

外国人住民の方を 住民票に記載します



外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

**外国人住民の
住民基本台帳制度
がスタートします!!** 2012年7月
施行予定
《外国人登録法は廃止になります》

総務省

外国人の新たな在留管理制度の施行に伴い、住民基本台帳法が一部改正され、7月9日(月)から外国人住民を日本人と同じように住民票に記載するようになります。(3)

か月以下の短期滞在の方などを除く。

○異なる国籍の方も同世帯になります

国籍の異なる家族も同一の

世帯員として住民票に記載されます。「住民票の写し」などの証明書も日本人と同様になり、同世帯の方は同じ「住民票の写し」で証明できるようにになります。

○届出の方法が変わります

委任を受けた代理人でも住民基本台帳法上の手続きが可能になります。また、住所変更の届出と同時に国民健康保険の届出があったとみなされるなど、窓口での手続きが簡単になります。

※在留資格や在留期間の変更の手続きは地方入国管理局でのみ取り扱います。

○新制度について詳しくは次のホームページをご覧ください

- ・新しい在留管理制度について
法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp>
- ・外国人住民の住民票制度について
総務省 <http://www.soumu.go.jp>

問い合わせ

町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373